

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) ～ (7) （略）</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の六の十 第一項及び第三項 に規定する技術基準</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(11) ～ (16) （略）</p> <p>三 ～ 九 （略）</p> <p>十 前条第二項に規定する基地局</p> <p>(1) ～ (6) （略）</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項に規定する技術基準</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の二十八第二項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準</p> | <p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) ～ (7) （略）</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の六の十二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(11) ～ (16) （略）</p> <p>三 ～ 九 （略）</p> <p>十 前条第二項に規定する基地局</p> <p>(1) ～ (6) （略）</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準</p> |

(10) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準

(11) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準

(12) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一〜五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(2) 陸上移動中継局(設備規則第四十九条の六又は第四十九条の六の十に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するもの(第四十九条の六の十に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものにあつては三・四MHzを超え三・六MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)であつて、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定陸上移動中継局」という。)

(3)〜(5) (略)

七・八 (略)

(8) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準

(9) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準

(10) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一〜五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(2) 陸上移動中継局(設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定陸上移動中継局」という。)

(3)〜(5) (略)

七・八 (略)

